

## 令和2年度北海道青少年健全育成条例に基づく取組について

## 1 有害興行(映画)の指定(条例第15条、第54条)

年度	指定件数	備 考
R2	38	<b>映画倫理委員会の「R18+」指定に基づき緊急指定</b> ◆条例では、その内容が「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等」であって「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められる場合に有害興行に指定し、青少年に観覧させることを禁止することができますとしています。 ◆道では、映画倫理委員会のR18指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することから、映倫が指定した映画を有害興行に指定しています。
R1	69	
H30	61	

## 2 有害図書類の指定(条例第16条、第54条)

年度	指定件数	備 考
R2	0	<b>審議会(部会)の意見を聴いて指定</b> ◆書籍、雑誌等については、条例に定める基準に合致するもの(包括指定、団体指定)のほか、認定基準に該当するものを個別に有害図書類に指定し、青少年への販売等を禁止しています。
R1	8	
H30	3	

## 3 図書類自動販売機等の設置届出(条例第24条)

年度	図書類自動販売機設置届出台数	図書類自動貸出機設置届出台数	計	備 考
R2	8	0	8	◆現在道内で、8台の図書類自動販売機の設置を把握しておりますが、実際に稼働しているものはありません。
R1	32	0	32	
H30	38	0	38	

## 4 立入調査(条例第53条)

年度	自動販売機等調査台数	書店(店舗数)	コンビニ(店舗数)	カラオケ(店舗数)	ネットカフェまんが喫茶(店舗数)	携帯電話等販売店(店舗数)	その他	計	備 考
R2	27	171	602	193	35	311	177	1,516	◆立入調査の実施は、本庁及び14振興局の関係職員のほか、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員に指定し、条例で定める禁止事項等の遵守について、直接店舗等に赴き随時調査を行っています。
うち夜間立入	—	15	47	69	3	11	18	163	
R1	39	225	1,065	531	185	421	232	2,698	
うち夜間立入	—	10	52	274	83	12	24	455	
H30	17	177	1,090	356	134	500	230	2,504	
うち夜間立入	—	10	44	172	39	11	42	318	

※「その他」の主な内訳～刃物取扱店、ビデオレンタル店、古物商、興業場等

※ 店舗数は延べ数